

(別記)

調査書及び学力検査等の結果の即時提供について

個人情報保護に関する法律第69条第2項に基づき、千葉市教育委員会試験結果等の即時提供に係る要綱により、令和6年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校の入学者選考で特別支援学校の校長に提出された調査書並びに令和6年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校の入学者選考の作業能力検査の総合得点、学力検査の総合得点及びその教科別得点並びに運動能力検査の総合得点の即時提供を次のとおり実施する。

1 提供方法

(1) 調査書

閲覧及び写しの交付（複写機による。1枚10円）

(2) 作業能力検査の総合得点、学力検査の総合得点及びその教科別得点並びに運動能力検査の総合得点

閲覧

2 提供期間

入学者選考の入学許可候補者発表日の翌日から1か月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日は除く。）

3 提供場所及び提供時間

受検した特別支援学校 午前9時から午後4時まで

4 提供の方法及び実施

(1) 申請者は、口頭により申し出る。調査書の写しの提供を申し出る場合は、「即時提供申請書」（様式19）に必要事項を記入し、提出する。

(2) 申し出た者が受検した本人等であることの確認は、次のとおり行う。

ア 申し出た者が受検した本人である場合には、特別支援学校の校長は、原則受検票により、申し出た者が受検した本人であることを確認した後、提供を行う。

イ 申し出た者が法定代理人である場合には、特別支援学校の校長は、受検票等の確認後、開示請求者の本人確認のための書類等（パスポート、個人番号カード、運転免許証等）と、開示請求者が法定代理人であることを明らかにする書類等（戸籍全部事項証明書、後見登記事項証明書等）の2つの提示を求めるものとする。

※詳細については「千葉市個人情報保護事務取扱要綱第6の2の(3)」を参照とすること。